

## 公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解

島しょ部 6 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の原案を令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 7 月 15 日まで公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 16 条第 1 項の規定により、公述の申出があり、令和 2 年 8 月 14 日に公聴会を開催し、計 2 人の方々から 6 件のご意見をいただきました。その公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解は次のとおりである。

名称	公 述 意 見 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
島しょ部 6 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	<p>【区域区分について】</p> <p>(1) 父島、母島全島にかけられている都市計画区域指定のうち、一部の地域を指定外とするべき。新規就農者、農業後継者が、経営開始、経営拡大する際に、建築確認制度のために物置小屋さえ建てられない状況にある。倉庫、作業小屋、休憩所、堆肥舎、冷蔵設備は、建築確認が取れなければ補助事業資金を調達できない。</p> <p>(2) 小笠原では区域区分を行わないことによって、生活の安寧秩序が維持できない事態が起こっても、対策が取れないため、区域区分は速やかに行われる必要がある。</p>	<p>(1)都市計画区域は、都市計画法に基づく指定要件を満たし、一体的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定しています。</p> <p>なお、個別の具体的な建築計画等については、建築確認の申請の際に検討されるものと考えます。</p> <p>(2)本マスタープランでは、「島しょ部 6 都市計画区域は、いずれも東京から 100 k m 以上南下した太平洋上に位置する離島である。人口は 6 都市計画区域を合わせて約 26,000 人であり、将来的に人口の大幅な増加は予想されない。あわせて、既存集落を除き、自然公園法などに基づく土地利用規制によって自然的環境が保全されているため、無秩序な市街化が進行するおそれはないものと判断し、区域区分は行わないものとする」としております。</p>

	<p><b>【土地利用について】</b></p> <p>(1) 土地利用計画に強制力を持たせるためには「地域地区の指定」が速やかに必要である。</p> <p>(2) 老朽化した復興支援住宅を普通の都営住宅に建て直し、バリアフリー、単身者用、ペット同居可能などの多様性豊かな住宅に進化させてほしい。</p> <p><b>【都市景観について】</b></p> <p>(1) 扇浦地区は「海上からの眺望、都市沿岸道路における良好な街並みの形成」という景観形成特別地区の対象とすることが必要。また、海上からもよく見える旧高校跡地も景観形成特別地区の対象とすべき。</p> <p>(2) 現行色彩基準では、貧相な暗い印象しか与えておらず、シロアリを誘引するような白からアイボリー系統を避けるのは、小笠原村にとって当然である。現行の色彩基準を周知した上で、速やかに全面的に再検討することが望ましい。また、色彩基準遵守・誘導・促進のため、色彩基準に合った建物の</p>	<p>(1)本マスタープランでは、「小笠原都市計画区域では、小笠原諸島振興開発計画で定められた土地利用計画との整合を図りつつ、関係法令に基づく諸制度との適正な連携・役割分担により適切な土地利用を誘導していく。また同時に、必要に応じて地域地区の指定などについて検討する。」としております。</p> <p>(2)本マスタープランでは、居住環境の改善又は維持に関する方針として、「既存住宅地の良好な居住環境の整備・維持を促進する。都営住宅の建替えなどに際しては、高齢者や障害者にも住みやすいバリアフリー住宅や、若年層が定着できる新しい住宅について配慮する。」としております。</p> <p>(1)本マスタープランでは、景観の形成に関する基本的な方針として、「歴史的価値の高い建物や庭園などの保全、景観基本軸における景観誘導等により、魅力的な景観を形成する。」としております。</p> <p>(2)本マスタープランでは、豊かな自然を生かした景観の形成に関する方針として、「自然的・歴史的環境、景観の保全のため必要な場合は、既存集落における高さや形態制限などについて検討していく。」としております。ご意見は、今後の都市づくり政策の参考とさせていただきます。</p>
--	---	---

	建築・補修による塗装工事には、助成金制度の導入が不可欠である。	
--	---------------------------------	--